

朝日町新庁舎建設基本構想 (案)

令和 4 年●月

朝 日 町

目次

第 1 章	はじめに	1
第 2 章	基本構想の位置付け	2
1	基本構想の位置付け	2
2	上位計画及び関連計画	3
(1)	第 6 次朝日町総合計画（令和 3 年 3 月策定）	3
(2)	朝日町国土強靱化地域計画（令和 2 年 1 1 月策定）	5
(3)	朝日町都市計画マスタープラン（平成 2 1 年 3 月策定）	7
(4)	朝日町立地適正化計画（平成 3 0 年 3 月策定）	8
(5)	朝日町公共施設等総合管理計画（平成 2 9 年 3 月策定）	10
(6)	朝日町公共施設個別施設計画（令和 3 年 3 月策定）	10
(7)	朝日町地域防災計画（令和 2 年 7 月改正）	11
(8)	朝日町障害者計画（第 4 期）（平成 3 0 年 3 月策定）	12
(9)	朝日町ハザードマップ（平成 3 0 年 3 月策定）	13
(10)	高潮浸水想定区域図（令和 2 年 8 月公表）	14
第 3 章	施設概要	15
1	施設の立地状況	15
2	対象施設の概要	16
(1)	庁舎	16
(2)	上下水道課	20
(3)	中央公民館（朝日町公民館）	21
第 4 章	課題と必要性の整理	24
1	現庁舎の課題	24
2	新庁舎の必要性	29
(1)	防災拠点としての耐震性・機能の確保	29
(2)	施設の老朽化	29
(3)	利便性の高い空間の確保	29
(4)	効率的な執務空間の確保	29
(5)	環境への配慮	29

第5章 整備方針の検討	30
1 基本理念と基本方針	30
2 整備の視点	31
3 機能・仕様の検討	33
(1) 行政事務執行の場	33
(2) 防災拠点の場	37
(3) 附属施設・設備等	38
(4) 議会審議の場	41
4 構造の検討	43

第1章 はじめに

役場庁舎は、東日本大震災（平成23年3月）、熊本地震（平成28年4月）や広島豪雨（平成26年8月）など、大規模な自然災害が続く中、防災機能の面からも施設としての重要性が再認識されています。

本町においても、今後発生が予測される南海トラフ地震などの大規模災害に備え、災害発生時にも行政サービス機能を継続するとともに、被災対応・復旧作業などの防災拠点となる施設や設備を確保することは、町民の安全・安心を守る最も身近な基礎自治体として、重要かつ不可欠なものとなっています。

現在の役場庁舎は、昭和39年に建設されて以降、行政需要の増加や変化に伴い増改築を続けてきました。しかし、竣工後50年以上が経過し、外壁や各建築設備の劣化が目立つ等の老朽化の進行とともに、修繕範囲や維持管理コストも大きくなっています。また、地震等災害時には、災害対策本部となる防災拠点の役割が求められている中、令和2年度に県が公表した高潮浸水想定区域図において、役場庁舎は浸水想定区域内に位置していることも判明しています。

さらに、第6次朝日町総合計画策定の町民アンケートにおいて、現庁舎は“事務や窓口サービスするスペースが狭い”等の機能性に関する回答も多く、新庁舎では来庁者の利便性が求められているとともに、役場庁舎で働く職員にも効率的な執務を遂行できる空間が求められています。また、Society 5.0（※1）等で言及されているように公共サービスのスマート化が全国的に求められていますが、現庁舎では対応が出来ておらず、将来を見据えた庁舎機能の見直しが必要です。

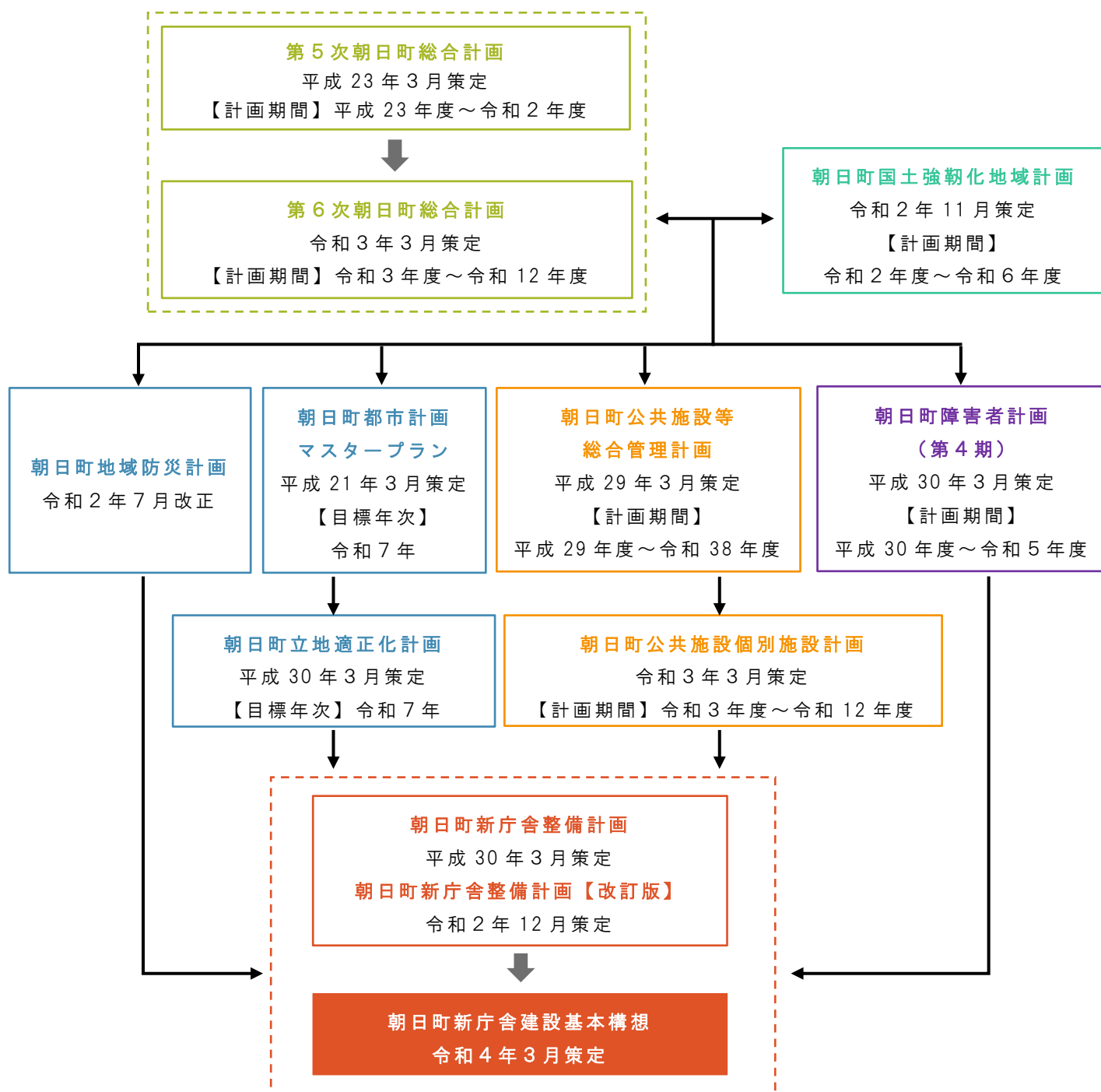
以上のことから、自然災害に強く、町民等が十分に満足できる町の中心施設として、地域の価値を向上させる新しい庁舎の整備が必要となっています。さらに、庁舎整備の際にはSDGs（※2）や脱炭素を考慮した計画とすることで、環境に配慮した代表的な施設とします。朝日町全体の未来のまちづくりを進めるに当たり、これらを踏まえた新庁舎の建設を行うことで、本町のまちづくり将来像である「みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く朝日町」の実現を先導することを目指します。

【確認事項】
「社会的に重要視されるワードの追記」として、黄色マーカー一部追記いたしました。

第2章 基本構想の位置付け

1 基本構想の位置付け

本構想は、新庁舎整備に向けて、これまで策定されてきた上位関連計画を踏まえながら、新庁舎のあるべき姿を明確にするとともに、具体的な新庁舎の機能や規模、建設地の選定など、基本的な考えを取りまとめることで、今後の基本計画や詳細設計へ繋がる指針として位置付けられるものです。



2 上位計画及び関連計画

本計画に係る上位計画及び関連計画を以下に整理します。

(1) 第6次朝日町総合計画（令和3年3月策定）

第6次朝日町総合計画は第5次朝日町総合計画でのまちづくりの基本視点である「暮らしやすさ」、「朝日らしさ」、「連携と協働」を継続発展させるとともに、新たな町民ニーズに的確に対応した取り組みを目指しています。

現状の課題として、防災拠点となる役場庁舎の老朽化が著しいことや高潮の浸水想定区域であることから、災害時の拠点として本部機能の確保・強化が挙げられています。

将来像

みんなで創る あかるい未来 ささえ合い ひとみ輝く 朝日町

まちづくりの将来像を実現するための基本目標

- ① 誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり
- ② 夢・希望に満ちた人づくりと歴史・文化の香るまちづくり
- ③ 安全・安心で快適なまちづくり

防災拠点となる役場庁舎は老朽化が著しいことや高潮の浸水想定区域であることから、災害時の拠点としての本部機能の確保・強化に向けた整備検討を図ります。

- ④ 活力と賑わいのある産業のまちづくり
- ⑤ 町民と行政が一体となった協働のまちづくり

老朽化、狭あい化している現庁舎については防災機能、交流やコミュニティ機能、情報化機能などが備わった新庁舎の整備検討を進めます。

土地利用構想では、長期的かつ総合的な展望に立ち、町全体の均衡ある発展を図るとともに、豊かな自然環境との調和を図りつつ快適な都市環境の創造を行うこととしています。また、地域の特色を活かしながら、地理的な要件や都市構造などに配慮しながら秩序ある土地利用の形成を目指すこととしています。

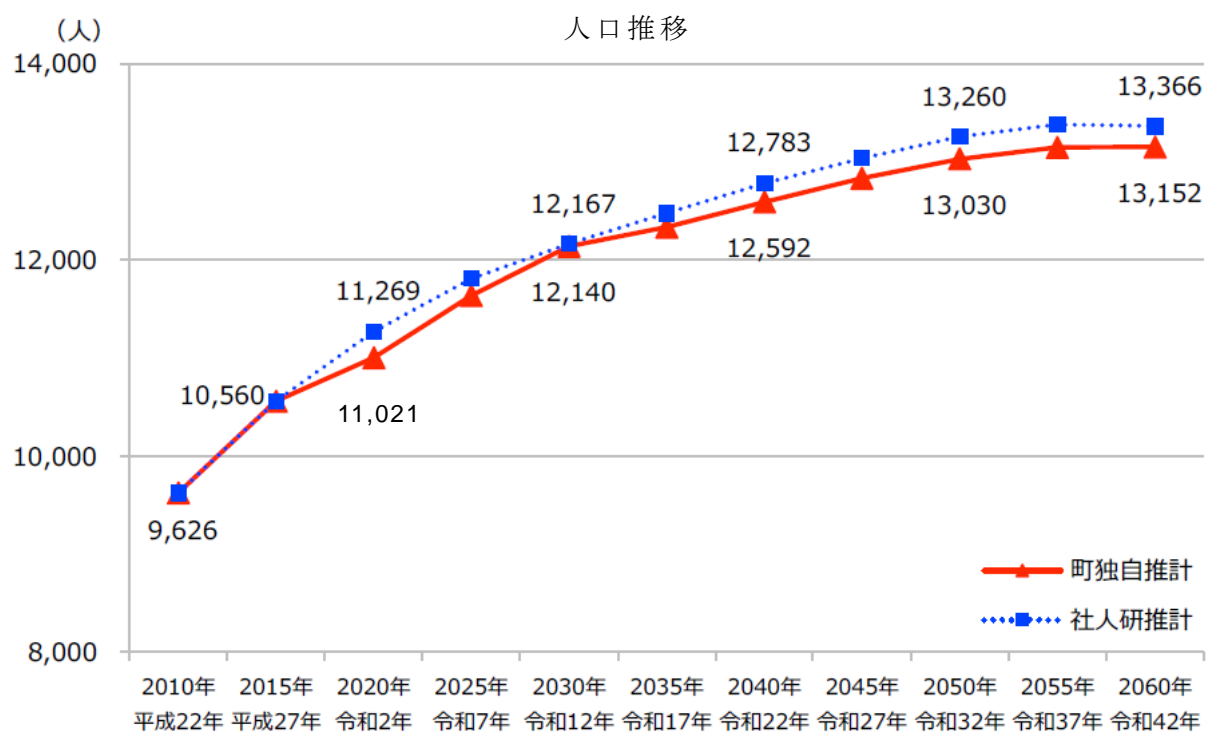
交流拠点においては、住居系市街地については旧来の市街地と今後一層の人口定着が進む新市街地が形成されることとなるため、その接点にあたるゾーンを交流拠点として位置づけ、既存施設の活用や公園等の整備により町民のコミュニティ形成に資するものとするとしています。

本町の人口は飛躍的に急増し、平成 22 年（2010 年）国勢調査では、市町村別で見ると人口増加率が全国で 1 位となり、平成 27 年（2015 年）の国勢調査では 10,560 人となっています。さらに 15 歳未満の人口割合が市町村別で見ると全国 1 位となっています。

第 6 次朝日町総合計画では、「朝日町人口ビジョン」で示している合計特殊出生率の目標値と新たな宅地開発等に伴う人口流入を踏まえた推計結果より、目標年次の令和 12 年（2030 年）における朝日町の将来総人口を 12,000 人と設定しています。

なお、令和 2 年（2020 年）の国勢調査における総人口は 11,021 人となっています。

目標人口：12,000 人



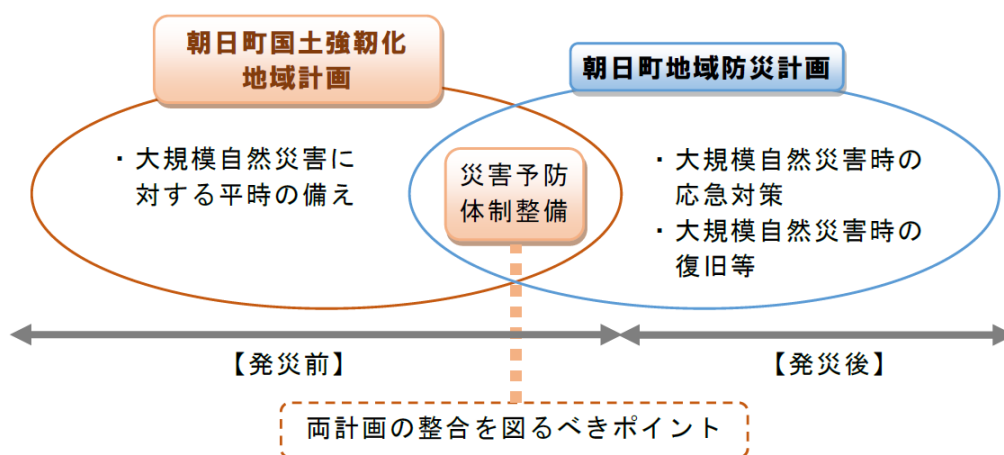
出典：第 6 次朝日町総合計画

【確認事項】
 令和 2 年の国勢調査における総人口を確定値に訂正しました。

(2) 朝日町国土強靱化地域計画（令和2年11月策定）

本町におこりうる様々な大規模自然災害に対する事前防災・減災を備えておくことで、被災した場合における町民の生命や財産を守り、迅速な復旧・復興を可能とします。「第6次朝日町総合計画」のまちづくりの基本目標のひとつである「安全・安心で快適なまちづくり」の実現に向け、防災・減災対策の取組を念頭におき、国の国土強靱化政策や県計画との調和を図りながら、地域、民間事業者などの関係機関との連携のもと、本町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

本町における災害への取組みについて定めた計画として朝日町地域防災計画が策定されています。防災計画は、災害種別ごとの予防対策や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。これに対して本計画は、平時の備えを中心とした計画となり、両計画は互いに密接な関係を持ち、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



本町が目指す地域強靱化は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、社会基盤を維持するために以下のとおり基本目標を設定しています。

基本目標

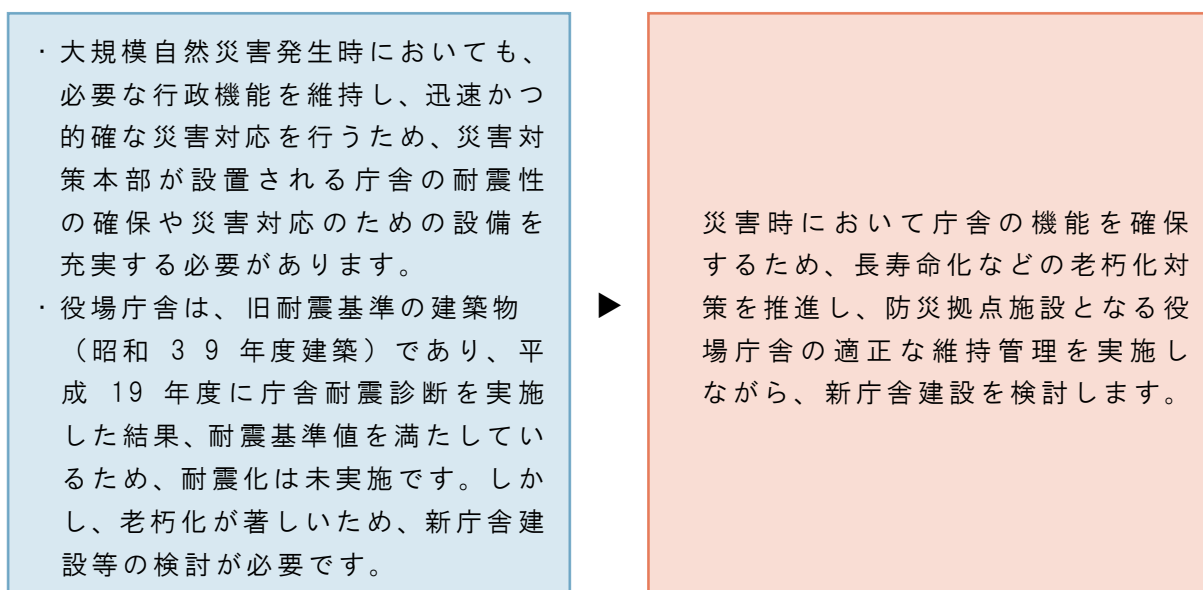
- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

大規模自然災害に対する脆弱性を分析・評価することは、本町の地域強靱化に関する施策や事業を効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスです。

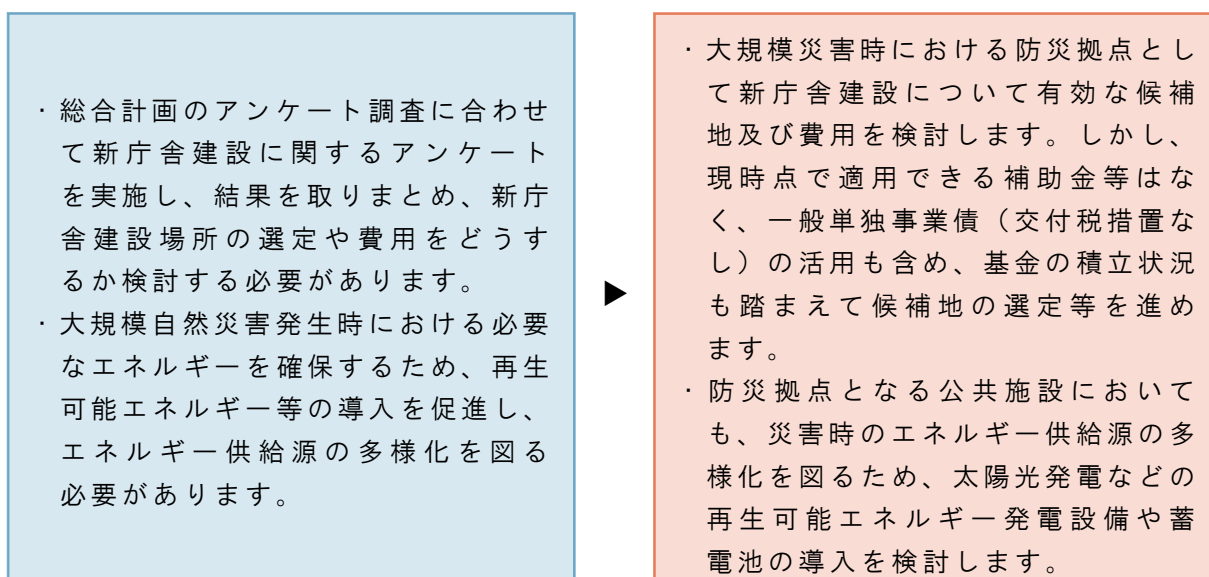
地域強靱化の基本目標をふまえ、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、関連する施策を抽出し、現状の施策の進捗状況や課題を抽出し、**脆弱性評価**としてとりまとめます。それをふまえ、リスクシナリオを回避するための施策の**推進方針**を定めます。



庁舎の保全等維持管理



防災拠点としての新庁舎建設



(3) 朝日町都市計画マスタープラン（平成21年3月策定）

朝日町都市計画マスタープランでは、朝日町が目指す将来都市像を「豊かな自然環境や歴史環境を活かし、限りある町域において住みよい空間を創っていく」こととしています。

また、土地利用の方針の中で、幹線道路沿道空間の活用として「幹線道路である（都）朝日中央線、（都）富田一色朝日線等の道路整備がなされ、その沿道は良好な都市的土地利用の候補地となりうる」とし、「県道朝日川越線（現在は町道2ノ46号線）の沿道空間は、小学校に隣接し、地理的には町の中央部に位置するため、幼保一体化施設建設・役場庁舎の移転先として検討する」としています。

将来像

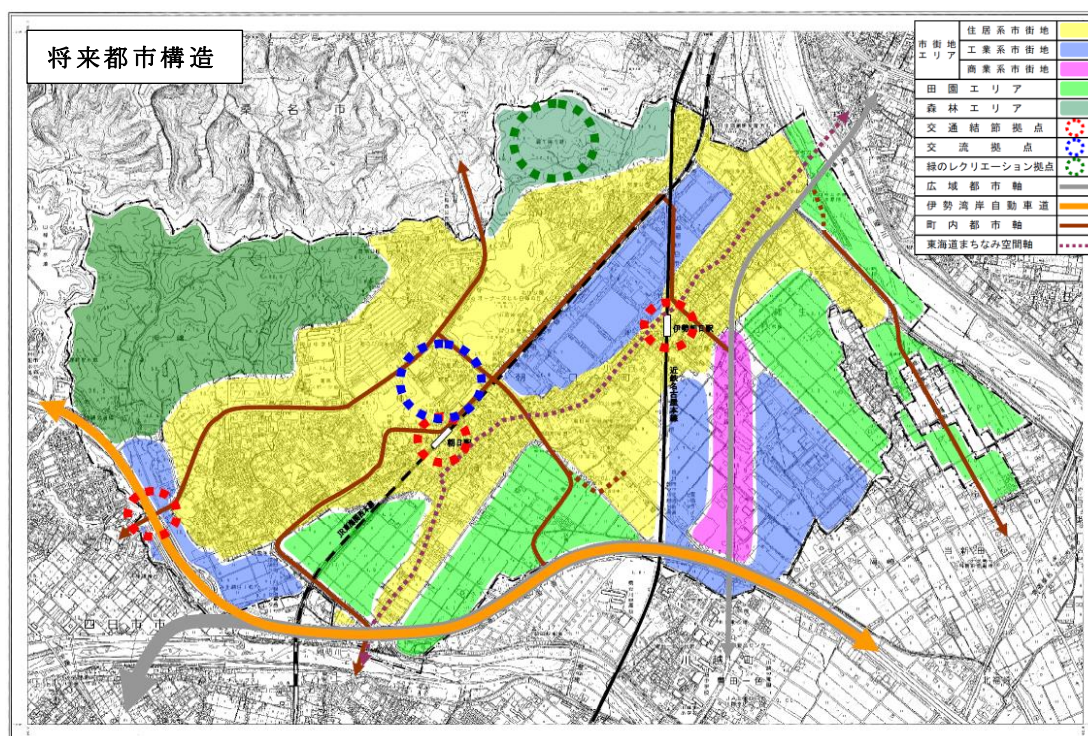
小さくとも光り（朝日）輝くいきいきタウン

まちづくりの方向

- ① 郷土性豊かなまち
- ② 人と人が交感し合えるまち
- ③ 各種産業が多角的に活気みなぎるまち
- ④ 愛着と安らぎが漂うまち

基本的な視点（概念）

- ・持続的な活力の維持及び発展性の確保
- ・安全、快適で利便性の高い居住空間の確保
- ・健康で文化的な生活に資する緑地空間の確保



出典：朝日町都市計画マスタープラン（H21.3）

(4) 朝日町立地適正化計画(平成30年3月策定)

朝日町立地適正化計画では、上位計画である都市計画マスタープランで示す都市像の具現化に向けてプランの取り組みを引き継ぎ、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定し、誘導に向けたまちづくりを進めるとしています。

まちづくりの方針(ターゲット)

高齢者や子育て世代も外にでかけ、歩いて暮らせるまちづくり

誘導方針(ストーリー)

目指す方向性

**朝日町の
歴史・文化的特徴の活用**
東海道を中心として発展してきた文化や歴史を活かした持続的な発展を目指します。

**歩き・集える健やかな
暮らしやすいまちづくり**
人の往来を高める、安全で歩きやすい空間を創り、町内の移動円滑化を図ります。

**コンパクトでまとまりがある
現状の活用**
町内のネットワークの強化や中心部の生活サービス機能の強化を図りながら、町内の移動円滑化を通じて、周辺都市との連携を高めます。

【歴史・文化的特徴を活用する】

- ・ 歴史・文化等が凝縮した朝日町の魅力を体験できる環境の充実
- ・ 住み続けたいと思える魅力的な都市構造の構築

【高齢者・若年層にも魅力的な町にする】

- ・ 地域の活性化と日常生活を支える都市機能の維持・充実
- ・ 生活に必要な都市機能や地域コミュニティが維持できる人口密度の維持
- ・ 子育て支援や教育の充実など、子育てしやすい環境づくり
- ・ 暮らしやすい生活環境基盤の整備
- ・ 産業振興と働きやすい環境づくり

【住みよいまちの特徴を伸ばす】

- ・ 歩行者優先のまちづくりの推進
- ・ 公共交通が使いやすいまちづくりの推進

【安全・安心な都市構造の形成】

- ・ 災害に強い都市構造の確立
- ・ 災害危険性の低い地区への居住の誘導
- ・ 持続可能な低炭素社会の実現

【持続可能な都市経営】

- ・ 公共施設の老朽化対策
- ・ 都市インフラの計画的・効率的な維持管理

都市機能の配置に関する考え方において、役場は「町の中心部に必要な機能」として位置づけられており、「行政サービスを提供する中心拠点として利便性の高い場所への立地を促進する」として、都市機能誘導区域の立地を誘導する「都市機能誘導施設」となっています。また、そのための具体的な誘導施策を「役場移転整備、跡地活用」としています。

将来都市構造のイメージ



区域	位置づけ
居住誘導区域	・ 日常生活に必要なサービス機能など、将来にわたり人口密度を維持する区域
都市機能誘導区域	・ 様々な都市機能（歴史、文化、観光等）が集積し、都市の生活利便性を確保することで、賑わいを高める区域
● 中心拠点	・ 公共交通アクセス性に優れ、様々な都市機能や日常的な生活サービス機能を提供する拠点
基幹的な公共交通軸	・ 拠点や地域を繋ぎ、将来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通が運行する軸

機能	都市機能誘導施設の設定における考え方	都市機能誘導施設の設定
行政機能	行政サービスを提供する中心拠点として利便性の高い場所への立地を促進する。	役場

(5) 朝日町公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)

朝日町公共施設等総合管理計画は、限られた財源の中で、今後、少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、更新・長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の維持管理を目的とした計画です。

役場庁舎に関しては、昭和39年度に建設されており、町の公共施設の中でも古く老朽化が激しい上、町の中核施設であるため、大規模改修を行う場合は多額の費用が必要となります。一方、大規模改修による長寿命化対策を行わない場合には、現在地での建替え、もしくは移転について検討するとしています。

(6) 朝日町公共施設個別施設計画(令和3年3月策定)

朝日町公共施設個別施設計画は、上位計画である総合管理計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として位置付け、個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めています。

役場庁舎においては、施設の各所で早急な対策が必要な老朽箇所が見つかることから、令和12年までに建替えによる対策を行う方針となっています。

施設類型の主な課題(役場本庁舎を抜粋)

- ・本庁舎の屋根はシート防水が全面に破損し防水機能を有しておらず、早急な対策が必要。また、内部に漏水跡が見られ、特に階段廻り・2階会議室壁は顕著である。また1階床にもクラック(ひび割れ)が散見される。
- ・北棟は屋外階段の錆付きが著しく、早急に更新が必要である。また、漏水がみられる部屋や、外壁タイルに浮きがみられる。

(7) 朝日町地域防災計画（令和2年7月改正）

【風水害等対策編】

地球温暖化などの影響から、台風の大規模化など近年の気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあります。また、局地的な大雨や竜巻など突発的に発生して深刻な被害を生じさせる気象事象や浸水想定区域、土砂災害警戒区域等における水害・土砂災害からの避難のあり方について、特に高齢者や避難行動要支援者の円滑な避難の実施が重要な課題となっています。こうしたことから、これら風水害への対応を図るため、これまでの計画に新たな視点からの対策等を加えることとし、その方針等を本計画で示しています。

【地震・津波対策編】

自分の命は自分で守る「自助」、地域同士で助け合う「共助」、役場が取り組む「公助」の有機的な連携なしに住民の生命は救えません。これが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方です。そのためには、各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる“防災の日常化”という概念の定着を図る必要があります。そこで、“防災の日常化”という概念のもと、これらをもう一歩前に進めるとともに事業者、地域、住民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助・共助・公助」が一体となった防災対策体制の構築を本計画で目指しています。

役場に関して、風水害等対策編及び地震・津波対策編において、災害対策本部の設置場所とされているため、発災時、庁舎建物内に迅速に町災対本部を設置できるよう自家発電設備等の整備による非常電源、無線設備、衛星携帯電話の確保などの整備に努めるとしてしています。また、町災対本部は必要な情報機器等を整備し、その機能及び機動力を十分に発揮できるよう庁舎建物の更新も含め十分な広さを確保するよう努めるとしてしています。

(8) 朝日町障害者計画（第4期）（平成30年3月策定）

朝日町障害者計画（第4期）は、改正された障害者基本法の「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会を実現すること」という理念のもと、障がいのある方もない方も地域社会の一員として、お互いの個性を認め、支え合い、自らの意思に基づいて社会活動に参加し、住み慣れた地域において自立した生活が送れるような社会を築いていくことを目指します。

基本理念

あったかい さーびすがある！ひとがやさしい あさひちょう！！

基本目標

- 1 理解と交流の促進
- 2 自立生活への支援
- 3 保健・医療の充実
- 4 教育・療育の充実
- 5 雇用・就労への支援
- 6 安全に暮らせるまちづくり

基本目標6の施策の方向性

- 6 安全に暮らせるまちづくり
- 施策の方向性
- ①交通手段の整備・確保
 - ②住宅環境・施設等の整備
 - ③防災体制の整備

施策の方向性に対する具体的な取り組みとして、以下のように定めます。

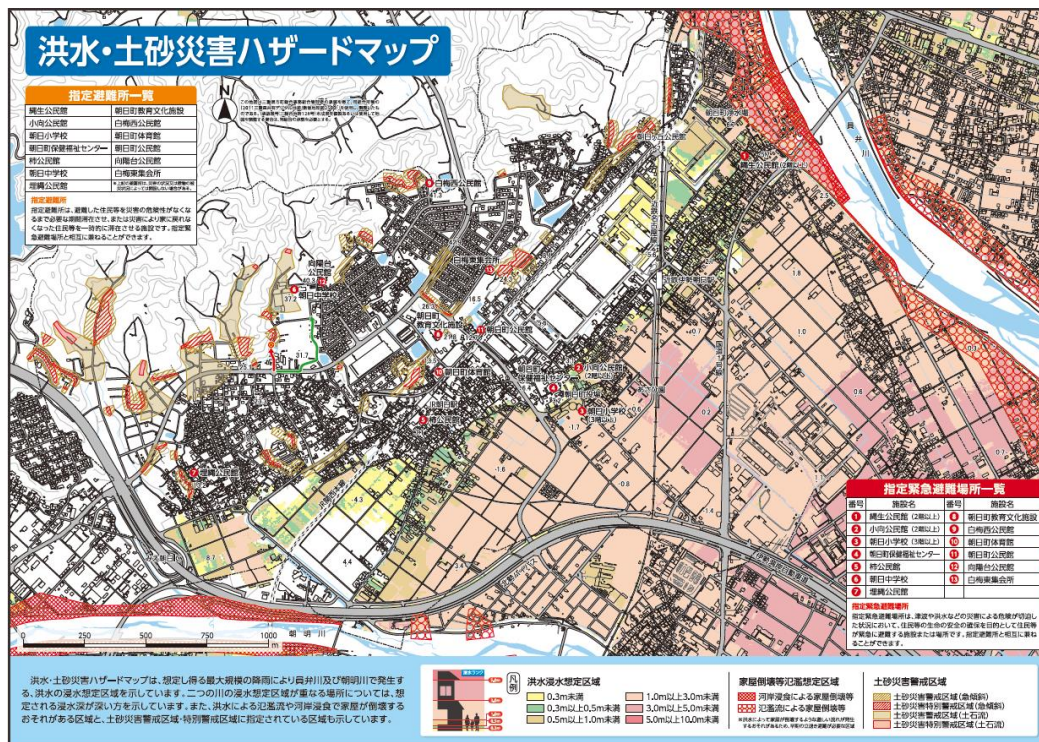
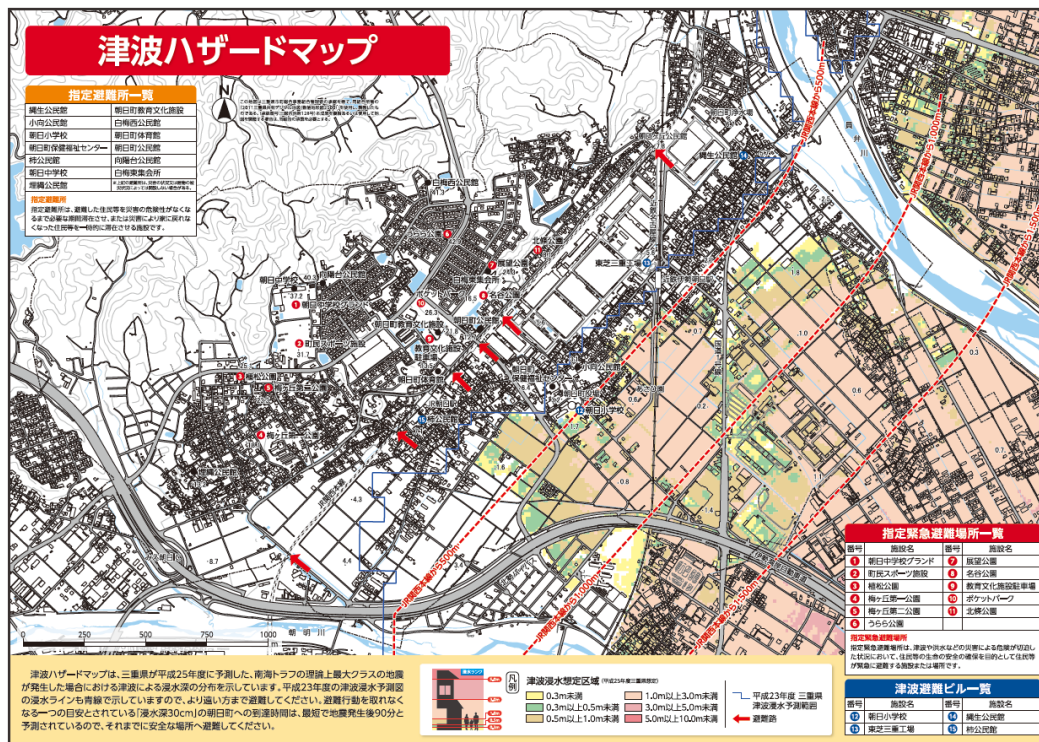
②住宅環境・施設等の整備（抜粋）

公共建築物における
ユニバーサルデザインの推進

既存の公共施設については、計画的な整備を行うとともに、増改築や新設に際しては、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づき、バリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインを引き続き推進します。

(9) 朝日町ハザードマップ（平成30年3月策定）

朝日町ハザードマップによると、近鉄名古屋線の南東側のほとんどが津波浸水想定区域及び洪水浸水想定区域とされていますが、現庁舎は共に区域外に位置しています。

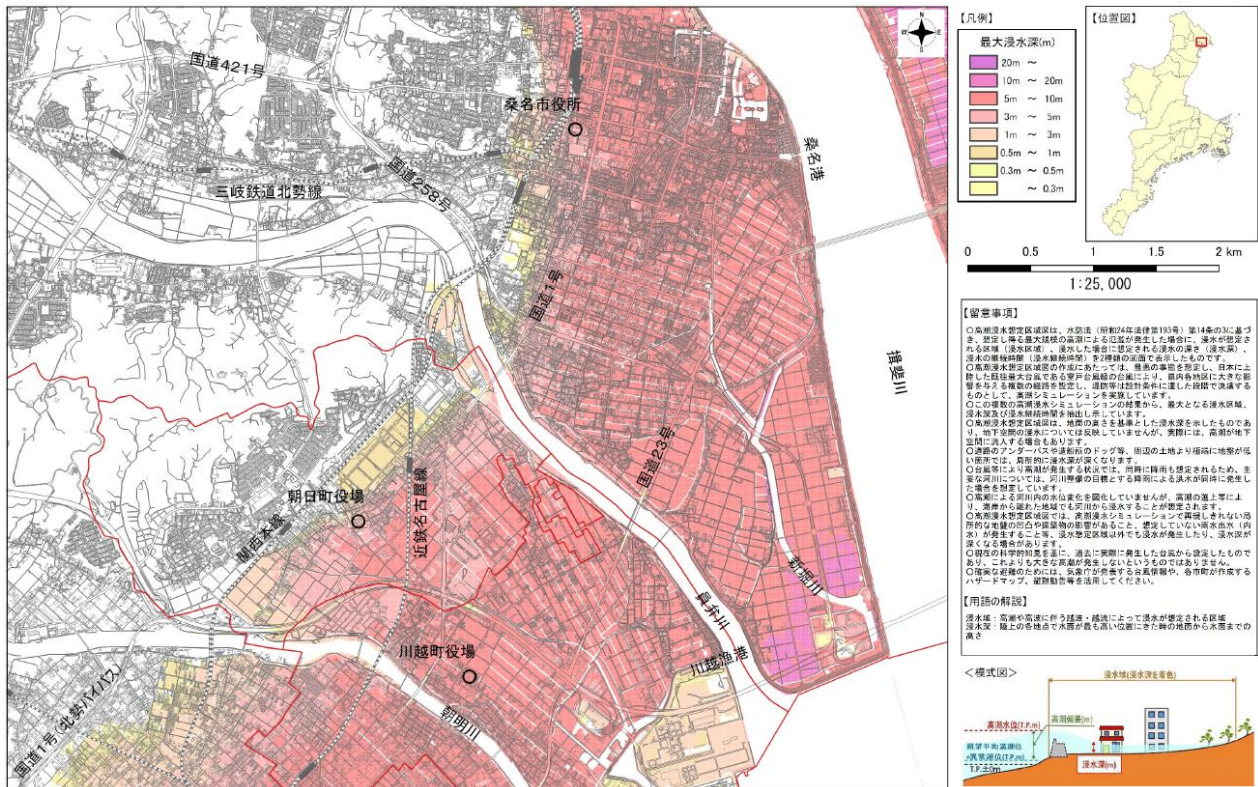


出典：朝日町 HP

(10) 高潮浸水想定区域図（令和2年8月公表）

県が作成した高潮浸水想定区域図によると、朝日町ハザードマップと同様に、近鉄線の南東側のほとんどが高潮浸水想定区域とされています。しかし、高潮浸水ラインは津波・洪水浸水ラインよりも高い位置にあり、現役場は最大浸水深3m～5mの範囲に位置しています。

高潮浸水想定区域図



出典：三重県 HP

第3章 施設概要

1 施設の立地状況

町の主な公共施設の立地状況は以下のとおりです。

町は大きく7つの地名に分かれており、現在の朝日町役場は町のやや中心から南東に寄った小向に位置しています。



図：公共施設一覧図

【確認事項】
文章一部訂正しました。

2 対象施設の概要

新庁舎を建設するに当たり、老朽化している中央公民館や上下水道課など既存の町有施設との併設又は複合化について、関係者と十分調整を図りながら検討を進めます。

施設概要については以下のとおりです。

(1) 庁舎

■敷地概要

所在地	朝日町大字小向 893 番地
都市計画区域	第一種住居地域
容積率	200%
建蔽率	60%

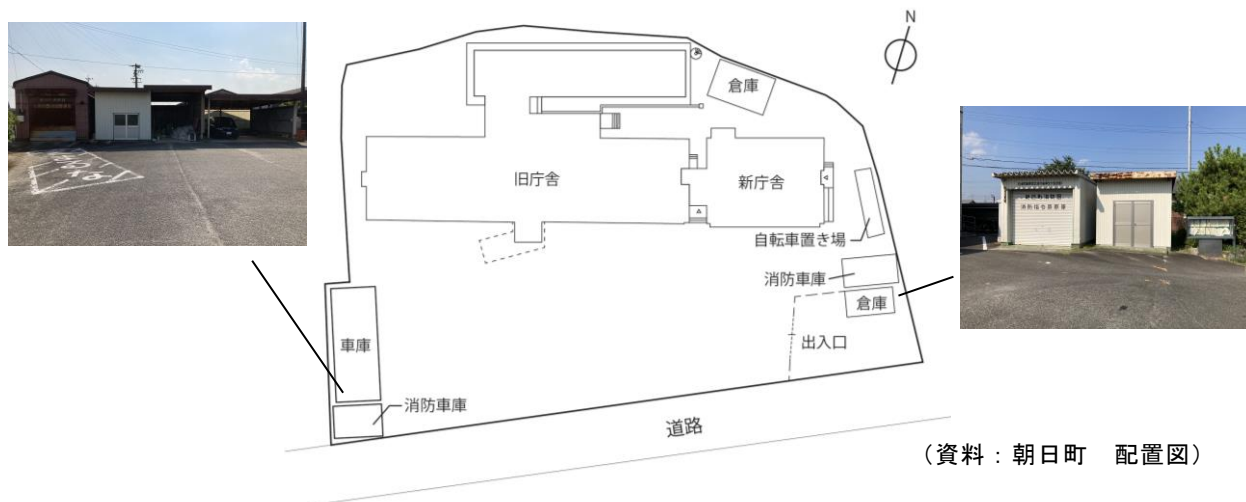


庁舎は昭和39年に建設された鉄筋コンクリート造の建物で、延床面積が約2,032㎡となっています。

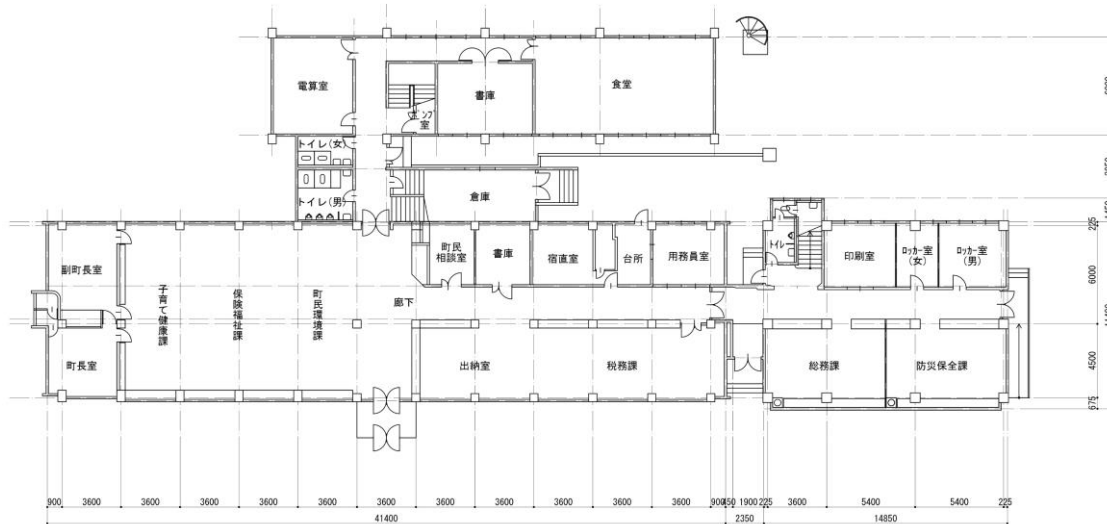
■施設概要

建物名称	建築年月	構造	延床面積	経過年数※	
朝日町庁舎 (役場本庁舎)	昭和39年	鉄筋コンクリート造	2,032.18㎡	57年	
内訳	旧庁舎	昭和39年	鉄筋コンクリート造	1,064.65㎡	57年
	新庁舎	平成元年	鉄筋コンクリート造	368.23㎡	32年
	食堂等	昭和54年	鉄筋コンクリート造	382.29㎡	42年
	車庫	平成元年	鉄骨造	86.07㎡	32年
	消防車庫	昭和56年	鉄骨造	29.44㎡	40年
	消防車庫	昭和60年	鉄骨造	24.12㎡	36年
	倉庫	平成元年	鉄骨造	19.52㎡	32年
	倉庫	平成元年	鉄骨造	36.00㎡	32年
自転車置き場	平成元年	鉄骨造	21.86㎡	32年	

※令和3年現在

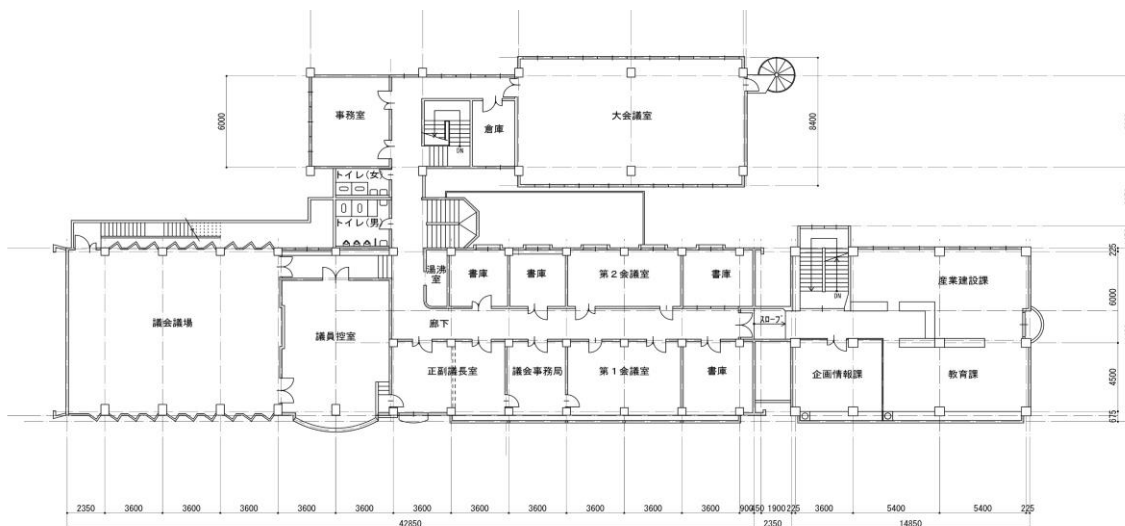


(資料：朝日町 配置図)



図：庁舎 1 階平面図

【確認事項】
図面追加しました。



図：庁舎 2 階平面図

庁舎における諸室の機能別面積は以下のとおりです。

■機能別面積

棟名		延床面積 (㎡)	
旧庁舎	1F	事務室・窓口	249.65 ㎡
		町民相談室	14.40 ㎡
		宿直室	14.40 ㎡
		町長室	17.55 ㎡
		副町長室	23.40 ㎡
		倉庫	28.80 ㎡
		電算室	30.00 ㎡
		食堂	66.00 ㎡
		倉庫	27.00 ㎡
		書庫	14.40 ㎡
		ポンプ室	6.75 ㎡
		その他	203.35 ㎡
	2F	議場	144.65 ㎡
		議員控室	79.20 ㎡
		正副議長室	32.40 ㎡
		事務室	46.20 ㎡
		第1会議室	32.40 ㎡
		第2会議室	28.80 ㎡
		会議室	117.60 ㎡
書庫		63.65 ㎡	
倉庫		12.60 ㎡	
その他	193.74 ㎡		
新庁舎	1F	事務室・印刷室・ ロッカー室	187.06 ㎡
	2F	事務室	181.17 ㎡
車庫		86.07 ㎡	
消防車庫		53.56 ㎡	
倉庫		55.52 ㎡	
自転車置き場		21.86 ㎡	
計		2032.18 ㎡	

■耐震性（平成 19 年 11 月耐震診断結果）

施設名	方向		階層	Is 値	備考
現庁舎	X	桁行き方向	2	1.37	平成 19 年 11 月 耐震診断結果。 耐震補強未実施。
			1	1.18	
	Y	はり間方向	2	1.52	
			1	0.78	

※基準値 $I_s \geq 0.6$ （判定値 $I_s \geq 0.75$ ）

※判定値 $I_s \geq 0.75$ とした根拠は、基準値 I_s 値 $0.6 \times$ 建物用途補正 1.25 により算出した値。

※ I_s 値の定義とその評価について

I_s 値とは構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、変形能力、粘り強さを考慮し、建築物の階ごとに算出する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 18 年国土交通省第 184 号及び第 185 号）」により、震度 6～7 程度の規模の地震に対する I_s 値の評価について次のように定められている。

I_s 値が 0.6 以上 倒壊、又は崩壊する危険性が低い

I_s 値が 0.3 以上 0.6 未満 倒壊、又は崩壊する危険性がある

I_s 値が 0.3 未満 倒壊、又は崩壊する危険性が高い

※耐震診断は、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（監修・国土交通省住宅局建築指導課、発行・日本建築防火協会 2001 年改訂）に従い、第 2 次診断まで実施した。

(2) 上下水道課

■敷地概要

所在地	朝日町大字縄生 1939 番地
都市計画区域	第二種住居地域
容積率	200%
建蔽率	60%



上下水道課は昭和49年に建設された鉄筋コンクリート造の建物で、管理棟（延床面積：1,167.85㎡）と発電機室（延床面積32.5㎡）の2棟あります。

■施設概要

建物名称	施設名	建築年月	構造	延床面積	経過年数※
上下水道課	管理棟	昭和49年	鉄筋コンクリート造	1,167.85㎡	47年
	発電機室	昭和49年	鉄筋コンクリート造	32.5㎡	47年

※令和3年現在

（資料：朝日町 平面図）

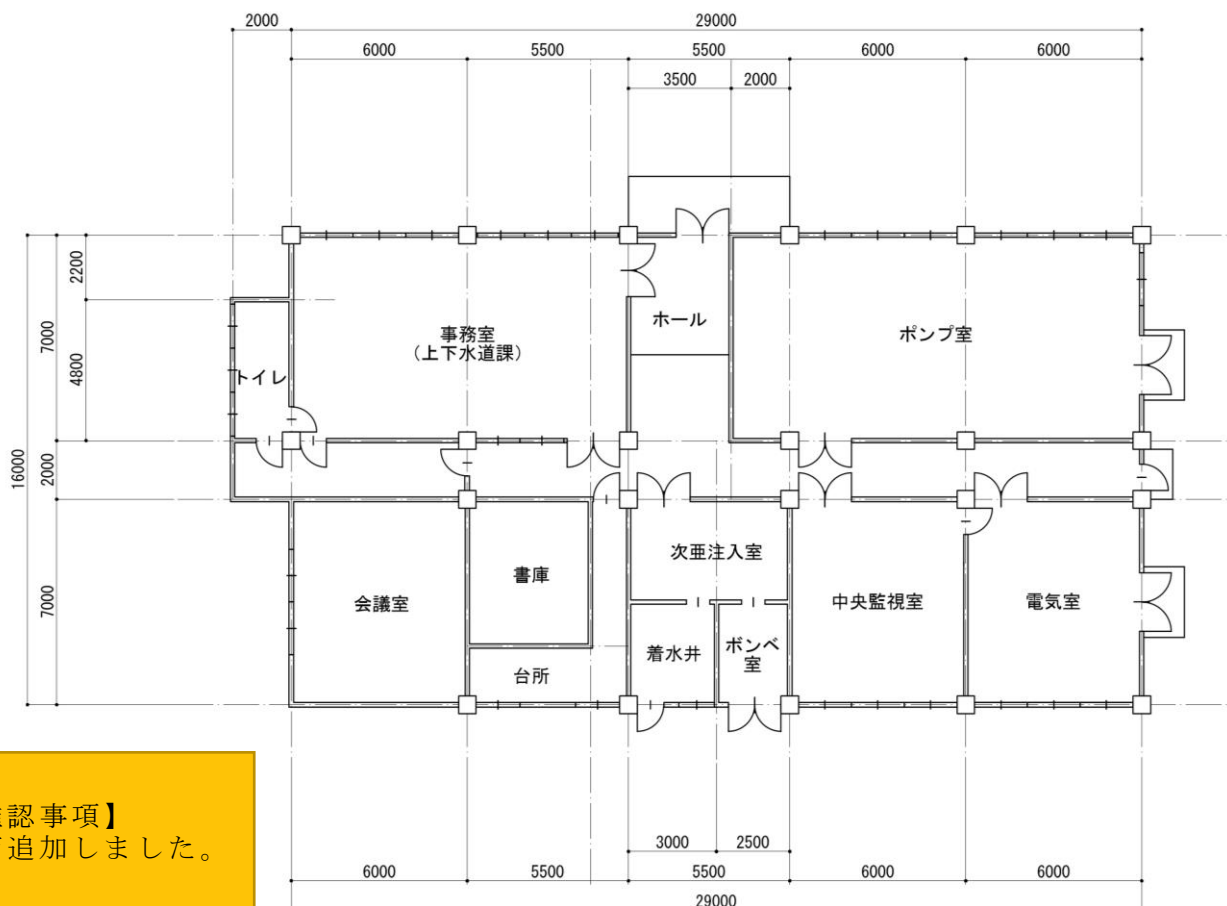
上下水道課における諸室の機能別面積は以下のとおりです。

■機能別面積

棟名		延床面積（㎡）	
管理棟	1F	事務室	80.50 ㎡
		ポンプ室	101.50 ㎡
		中央監視室	42.00 ㎡
		電気室	42.00 ㎡
		次亜注入室	19.25 ㎡
		次亜受入室	8.75 ㎡
		着水井	10.50 ㎡
		書庫	38.50 ㎡
		会議室	42.00 ㎡
	その他	46.60 ㎡	
	B1F	配水池	736.25 ㎡
発電機室		32.50 ㎡	
計		1,200.35 ㎡	

■耐震性

耐震性に関して、耐震補強済みです。



図：朝日浄水場（上下水道課）平面図

(3) 中央公民館（朝日町公民館）

■敷地概要

所在地	朝日町大字小向 1893 番地
都市計画区域	第一種住居地域
容積率	200%
建蔽率	60%



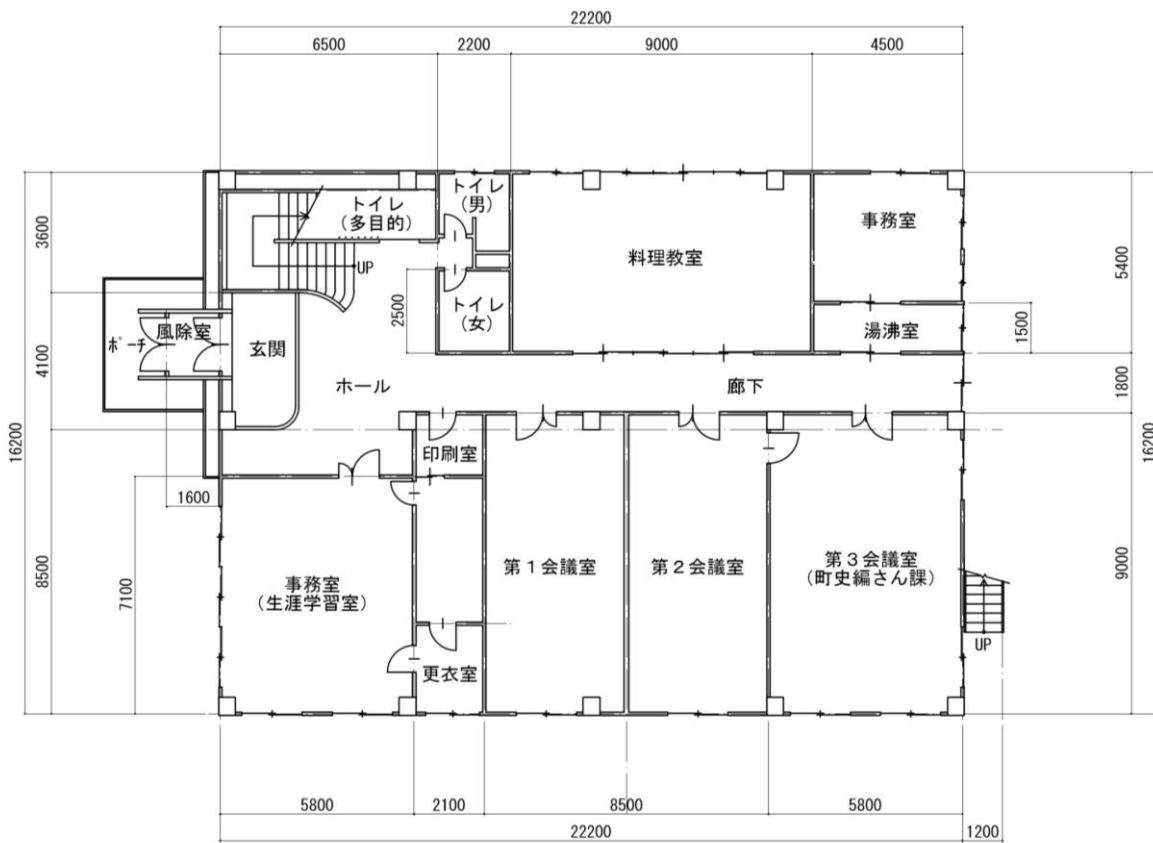
中央公民館は昭和52年に建設された鉄筋コンクリート造の建物で、延床面積が約722㎡となっています。

■施設概要

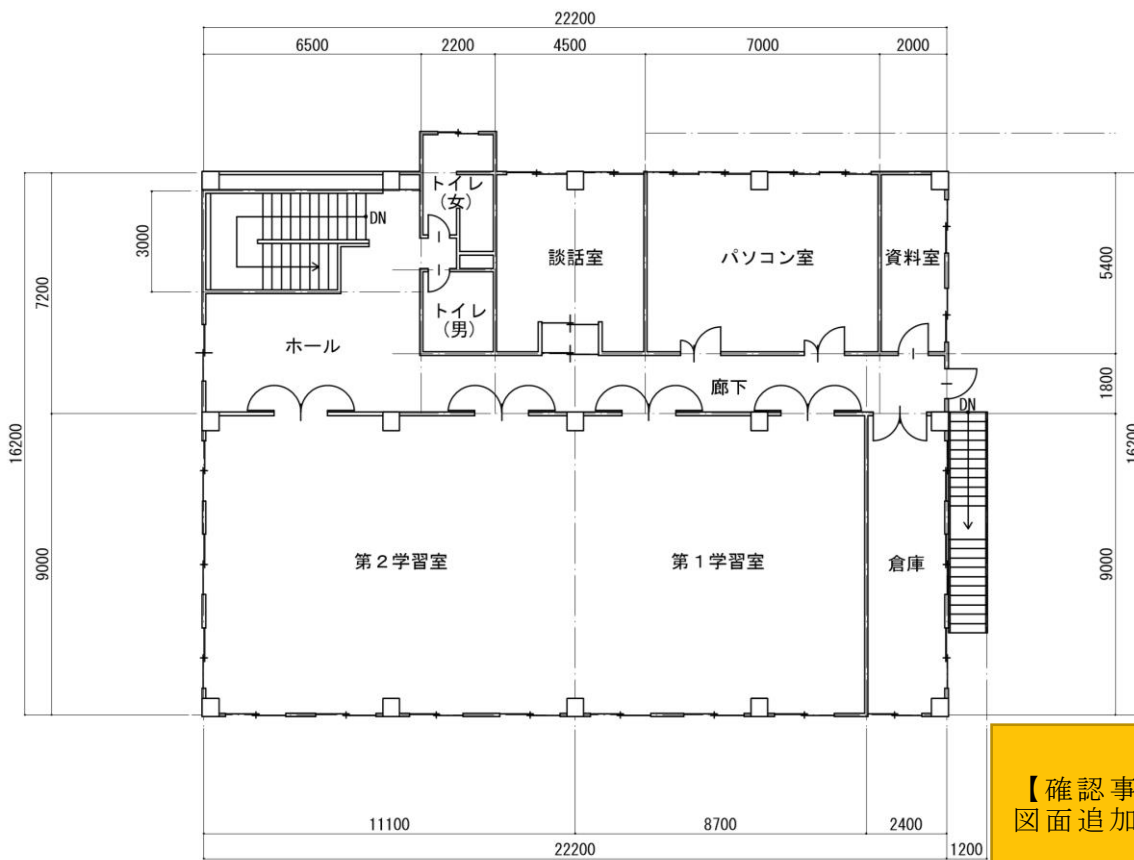
建物名称	建築年月	構造	延床面積	経過年数※
中央公民館 (朝日町公民館)	昭和52年	鉄筋コンクリート造	722.48㎡	43年

※令和3年現在

(資料：【朝日町】建物劣化調査票)



図：公民館 1 階平面図



【確認事項】
図面追加しました。

図：公民館 2 階平面図

中央公民館における諸室の機能別面積は以下のとおりです。

■機能別面積

棟名		延床面積 (m ²)	
中央公民館 (朝日町公民館)	1F	事務室	110.93 m ²
		印刷室	3.99 m ²
		会議室	76.50 m ²
		調理室	48.60 m ²
		湯沸室	6.75 m ²
		その他	116.07 m ²
	2F	学習室	178.20 m ²
		談話室	24.30 m ²
		パソコン室	37.80 m ²
		資料室	10.80 m ²
		倉庫	21.60 m ²
		その他	86.94 m ²
	計		722.48 m ²

■耐震性

耐震性に関して、耐震補強済みです。

第4章 課題と必要性の整理

1 現庁舎の課題

前章までの上位関連計画や施設概要から、庁舎をとりまく留意事項や課題を整理します。

■上位関連計画

第6次朝日町総合計画
現庁舎については、老朽化、狭あい化が著しく、防災機能や町民への行政サービスが十分でないことや、また、防災拠点となる役場庁舎は高潮の浸水区域であることから、災害時の拠点として本部機能の確保・強化にむけた新庁舎の整備検討が必要です。
朝日町国土強靱化地域計画
災害時において庁舎の機能を確保するため、長寿命化などの老朽化対策を推進し、役場庁舎の適正な維持管理を実施します。大規模災害時における防災拠点として、有効な候補地及び費用について検討する必要があります。
朝日町都市計画マスタープラン
市街地エリアの環境整備等によりまちの人口増加が想定されます。庁舎においても住民が集える空間や避難地となり得るオープンスペースの確保も意識した有効的な建設地の選定が必要です。
朝日町立地適正化計画
住宅開発による人口増加が想定される一方、さらに高齢化が進み、町として、公共施設の在り方が見直されています。誰もが住みやすく過ごしやすいと思えるために、行政サービスを提供する中心拠点として利便性の高い場所への立地を促進する庁舎計画が求められます。
朝日町公共施設等総合管理計画・朝日町公共施設個別施設計画
役場庁舎においては、施設の各所で早急な対策が必要な老朽箇所が見つかることから、令和12年までに建替えによる対策を行う方針ですが、大規模改修・修繕を行う場合は多額の費用が必要です。
朝日町地域防災計画
庁舎は災害対策本部の設置場所に指定されており、平常時における来庁者の安全確保だけでなく、災害発生直後から災害対策活動の拠点施設として機能する必要があります。
朝日町障害者計画（第4期）
庁舎は、障がいのある方が安全に利用できるように、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に基づき、バリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインの推進が必要です。
朝日町ハザードマップ・高潮浸水想定区域図
近鉄線の南東側のほとんどは津波や洪水、高潮の被害が想定されています。特に役場庁舎は高潮浸水想定区域に位置しています。こうした地域における公共施設はより防災に対して重点をおいた対策が必要です。

■施設状況

施設・設備の老朽化

現庁舎は、竣工後 50 年以上経ち、外壁や各建築設備の劣化が目立ってきています。



防災拠点としての安全性の低下

現庁舎は昭和 56 年 6 月 1 日建築基準法施行令改正より前の基準（旧耐震基準）の建物ですが、検査結果が目標値を上回ったため、耐震補強工事をすることなく現在に至っています。

利便性の低下

現庁舎は敷地も狭く駐車場が不足し、庁舎内の待合や執務室が手狭である上に、通路や階段が狭い、エレベーターもないなど、ベビーカーでの利用や高齢者が利用しにくい状況にあります。また、窓口案内が分かりづらく、ユニバーサルデザインへの配慮が十分ではない状況です。



執務空間の非効率性

現庁舎の執務空間は狭く共有スペースも不足しており、効率的な執務執行に支障をきたしています。

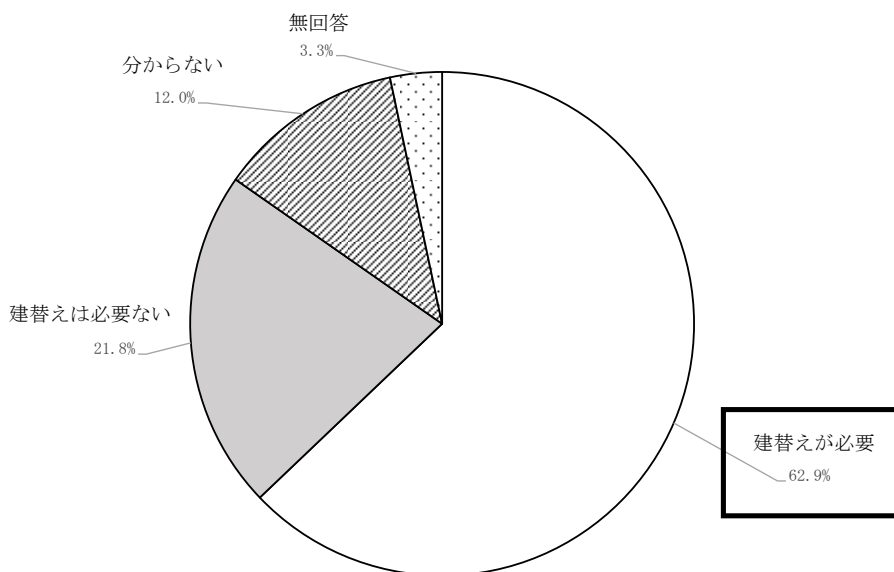


■アンケート調査結果

令和2年3月に実施した第6次朝日町総合計画策定に関する町民アンケート調査の中で、
 庁舎建替えについて994人の回答があり、6割強の方が「建替えが必要」と回答しています。
 また、年代別でみてもすべての年代で「建替えが必要」との回答が多く、建替えの必要性に
 ついて高い意向があることがうかがえます。

アンケート調査

	1	2	3	4	全体
	建替えが必要	建替えは必要 ない	わからない	無回答	
全体	625 62.9%	217 21.8%	119 12.0%	33 3.3%	994 100.0%
10代	22 47.8%	17 37.0%	6 13.0%	1 2.2%	46 100.0%
20代	39 57.4%	18 26.5%	9 13.2%	2 2.9%	68 100.0%
30代	97 69.8%	22 15.8%	16 11.5%	4 2.9%	139 100.0%
40代	192 62.5%	72 23.5%	38 12.4%	5 1.6%	307 100.0%
50代	84 63.2%	33 24.8%	14 10.5%	2 1.5%	133 100.0%
60代	92 60.5%	32 21.1%	20 13.2%	8 5.3%	152 100.0%
70歳以上	93 69.4%	19 14.2%	12 9.0%	10 7.5%	134 100.0%
無回答	6 40.0%	4 26.7%	4 26.7%	1 6.7%	15 100.0%



【確認事項】
アンケート結果内容を載せました。

【「建替えが必要」と回答した方】

建替えが必要と考える主な理由は何ですか。

625 人回答

項目	回答数	割合 (%)
駐車場が狭く、建物が老朽化や耐震性の面からみて、建替えが必要である。	514	82.2
事務や窓口サービスするスペースが狭いので広くする必要がある。	142	22.7
防災拠点、まちづくりの拠点、様々な集会・展示ができる施設となっていないため必要である。	294	47.1
バリアフリーの対応が不十分であるので、バリアフリー型にする必要がある。	113	18.1
その他	47	7.5
無回答	3	0.5

※ 複数回答可としてアンケート実施

【「建替えが必要ない」と回答した方】

建替えが必要でないと考える主な理由は何ですか。

217 人回答

項目	回答数	割合 (%)
業務やサービスに大きな支障が生じているわけではないので建替える必要はない。	108	49.8
耐震等については補強工事やリフォームでの対応で可能であるので建替える必要はない。	64	29.5
お金がかかり、財政を圧迫するので建替える必要はない。	87	40.1
建替えと現状維持の機能やコストの把握が不十分で時期尚早であるため必要はない。	44	20.3
新庁舎建設より福祉等、他の施策の充実が必要であり、建替える必要はない。	60	27.6
その他	14	6.5
無回答	0	0.0

※ 複数回答可としてアンケート実施

【確認事項】
アンケートの意見を要点まとめて記載しました。

また、自由意見から庁舎に対して、防災や経済性、町民利用、機能などに関心が高いことがうかがえます。

アンケートによる主な意見

分類	主な意見の概要(要点まとめ)
1. 防災に関する意見	現庁舎の老朽化や耐震性、浸水に対する不安がある。災害時に防災拠点として機能できるように。
2. 経済性に関する意見	必要以上に立派な庁舎はいらない。町の財政に合ったコストや規模を検討し、町民に提示したうえで事業を進めるべき。大切な税金が使われるので費用とサービスの向上を考えたうえでコスト的なことを考えたほうがよい。
3. 町民利用に関する意見	町民交流の場となるように、自由に往来できるスペースをつくってほしい。特産品販売など、気軽に集えるフリースペースの設置。誰もが利用しやすいようにバリアフリー化。
4. 新庁舎の機能に関する意見	業務が円滑に動かせるように。公民館・さわやか村が一つにまとめられるとよい。保育園・小学校・水道などの手続きがまとめてできるようにしてほしい。個人のプライバシーが尊重されるようにしてほしい。ショップや食堂など複合施設にしてほしい。
5. 事業の進め方に関する意見	建て替えに対し長期の計画をわかるようにしてほしい。財政状況等を踏まえ、町民に説明してほしい。耐震性や費用の提示など具体的なデータを示してほしい。早期建替えを推進してほしい。
6. アクセス・建設場所に関する意見	津波・浸水の心配のない高台など防災拠点となる安全な場所。埋縄宮ノ上地区の利用。オークワの2階。JRの西側。今の場所が便利。バイパス沿いの土地に。伊勢朝日駅付近。防災本部は教育文化施設2階に設置。
7. 建物に関する意見	朝日町のシンボルになるような庁舎に。役所的な雰囲気はやめてほしい。明るく行きやすい雰囲気に。各課の窓口を広くしてほしい。
8. 建設の是非に関する意見	賛成意見：職員の仕事効率が上がるなら建替えもあり。費用が掛かっても建替えは必要。 反対意見：利用する者にとって不自由はない。建替えて町民に何のメリットがあるのか。箱物を新しくするよりサービス等の充実に財源を活用したほうがよい。建替えより必要なところに投資すべき。建替えても町民の不満、不自由さは改善されないので、町民の要望、町の環境整備に回してほしい。 分からない：財政状況が不明なので判断しきれない。建替えに要する費用と現時点での積立額、今後の返済計画等を確認しないと判断できない。建替えに必要なコスト、財源に余裕があるのか分からず、建替えが必要か分からない。
9. その他	バリアフリー化などはリフォームで対応すべきでは。建替えより先に街灯を設置してほしい。現庁舎を残してほしい。役場に行かずに各種手続きができるシステム導入を考慮してほしい。住民票等をコンビニで取れるサービスを取り入れてほしい。不必要な人件費を使っていないか検討してほしい。

(資料：第6次朝日町総合計画策定に関する町民アンケート調査)

以上から、現庁舎に対しては安全性への不安、施設・設備の老朽化や業務・手続への不便さが主な課題となり、新庁舎建設へは十分な検討による建替え時期、事業費、資金計画の説明が求められています。

【確認事項】
アンケートの項目整理に沿って（１）（２）
を入れ替えました。

2 新庁舎の必要性

前項の課題整理とアンケート結果より、新庁舎建設の必要性を以下にまとめます。

(1) 防災拠点としての耐震性・機能の確保

庁舎は災害対策本部の設置場所に指定されており、平常時の来庁者の安全確保、災害発生直後から災害対策活動の拠点施設として機能する必要があります。災害発生時には、庁舎内にいる方の生命や行政的な財産を守るためには、十分な耐震性能を有さなければなりません。早急に現在の耐震基準に適合した災害時に円滑な機能を持った庁舎の建設が求められています。

(2) 施設の老朽化

施設が老朽化しているため、劣化部分の補修工事等を繰り返すことは維持管理費の増大に繋がります。そのため、対処療法的な老朽化対策ではなく庁舎の建築による設備全体の大規模な改修、環境や省エネルギー向上に対応できる建築設備の設置を行うことで、今後の施設維持管理費の軽減を行い、財政負担の軽減を図る必要があります。

(3) 利便性の高い空間の確保

現状の課題である来庁者の待合スペースや執務室の狭窄を改善し、通路や階段を広げゆとりのある空間の確保やユニバーサルデザインに対応する必要があります。さらには交流場所の設置といった住民の憩いの場を設け、分かりやすい案内表示を行うことで、誰もが利用しやすい質の高い空間を確保する必要があります。また、事務の効率化を図るためにも各種申請等のオンライン化や総合窓口の導入による行政サービスの向上が期待されます。

駐車場に関しては、現庁舎よりも来庁者の駐車場を増やす必要があります。

(4) 効率的な執務空間の確保

執務空間の狭窄を改善し、書庫や倉庫などの共有スペースを見直すことで効率的な執務執行となるように文書等の保管方法の精査が求められます。また、プライバシーが確保された相談室等の必要な諸室を精査し、町民ニーズに合わせて柔軟な対応ができ、職員が効率的に執務を遂行できる空間が求められています。また、ITを活用した行政サービスの電子化に対応するための環境整備や個人情報の保護などのセキュリティ対策といった情報管理も十分に行える空間とする必要があります。

(5) 環境への配慮

地球環境保全のため、三重県の間伐材など限られた資源を有効に活用する自然にやさしい庁舎とするとともに、建設後の管理経費をできる限り抑制するよう、総合的な省エネルギー対策を講じる必要があります。

第5章 整備方針の検討

1 基本理念と基本方針

庁舎は福祉や健康、子育て、教育、各種保険・年金、まちづくり等の生活に関わるすべての施策を展開する拠点です。また、町民一人ひとりに各種行政サービスを提供するとともに、災害時には防災拠点となり、人々の安全・安心を守っていくことも求められる施設です。

そこで、新庁舎では、日常時には行政サービスを提供するだけでなく、新たに「町民と町民の協働、交流スペース」として、親しみやすく気軽に立ち寄れる場となり、緊急時には「司令塔として先導できる施設」として柔軟な対応ができる場として機能していくことが大切です。さらに、新庁舎においては、誰もが利用しやすいような施設のバリアフリー化や資源を有効活用する省エネルギー化を実現することにより、人や環境にやさしい庁舎を目指していきます。このように、新庁舎が、将来的に多岐にわたって地域との連携を深め、さらなるまちづくりの重要な拠点としての役割を担うと共に、町民が誇れる庁舎を目指していくことを目標とします。

以上より、新庁舎整備に際して、目標とする庁舎像である「基本理念」を設定し、基本理念を実現するための基本方針を以下とします。

基本理念 <目標とする庁舎像> (案)

町民の安全・安心を支え、将来を見据えた柔軟な行政サービス提供の場となり、地域住民の誰もが親しみやすく協働、交流できる朝日の誇れる庁舎

基本方針

- 1 町民の安全・安心を支える強靱な庁舎
- 2 町民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎
- 3 機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎
- 4 人や環境にやさしい庁舎
- 5 経済的で合理性の高い庁舎

【確認事項】

上記文章一部修正しました。

【確認事項】
整備の視点の 1、2 を入れ替え 6 を追加しました

2 整備の視点

基本理念、基本方針を踏まえて、5つの整備の視点を以下とし、具体的な機能や仕様の検討の指針とします。

1. 防災拠点の役割を果たす視点

災害時に強く、機能維持と適切な指揮・情報伝達が可能、一時避難ができる防災拠点の整備

地震等災害時における災害対策の指揮、情報伝達の拠点、来庁者が一時的に避難できる場所として機能を確保した防災拠点としての庁舎を目指します。また、新型コロナウイルス感染症等の教訓を活かした感染症対策を講じ、庁舎機能が維持できる環境を整備します。

2. 町民に親しまれ身近に感じる視点

交流やコミュニティの場を多様化させる、開かれた町民のふれあいの場の整備

開かれた町民のふれあいの場として、気軽にゆったりと談話ができる憩いのスペースや町民の作品等が展示できるギャラリーの整備を行い、コミュニケーションの場を広げる工夫を行います。

3. 町民の利便性に配慮した視点

利用者の立場に立った行政サービスの提供と環境整備

町民の来庁目的に応じた相談・手続きのワンストップサービス対応など、利用者の立場に立った行政サービスを実施します。

また、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに対応した施設環境を整備します。

4. 情報管理に対応した視点

最新技術を活用した事務の効率化によるスマート自治体の実現

RPA※・AIなどの最新技術を活用した事務の効率化を進め、スマート自治体の実現を目指します。また、電気供給については、非常用電源を確保し業務継続を可能とする対策を講じます。

5. 環境に配慮した視点

資源の有効活用と環境保全に取り組み、総合的な省エネルギー対策の実施

地球環境保全のため、三重県の間伐材など限られた資源を有効に活用する自然にやさしい庁舎とするとともに、建設後の管理経費をできる限り抑制するよう、総合的な省エネルギー対策を講じます。

6.効率的、経済的で柔軟な視点

機能性、効率性、柔軟性を重視しつつコストを削減

庁舎建設は、脆弱な財政基盤の地方自治体において、慎重な財政計画の下で行っていく必要があります。なるべく華美な要素は避けつつ、機能性、効率性を重視することで建設費（イニシャルコスト）の低減を図ると共に、維持管理費（ランニングコスト）についても低減が図れるような庁舎として整備します。

また、数十年先を見据え、時代の変化に対応できる将来性、柔軟性のある庁舎として整備します。

3 機能・仕様の検討

基本理念と基本方針、整備方針に倣って、庁舎が機能性に優れた施設となるように、「行政事務執行の場」、「防災拠点の場」「附属施設・設備等」「議会審議の場」の4つの視点から、それぞれの分野で目指すべき仕様や機能を整理し、フェーズフリー※の考え方を基本とした庁舎が町の顔として役立つ施設として位置付けられるよう意識して計画を進めます。

(1) 行政事務執行の場

【確認事項】
整備の視点6を追加しました

整備
方針

2. 町民に親しまれ身近に感じる視点

3. 町民の利便性に配慮した視点

4. 情報管理に対応した視点

6. 効率的、経済的で柔軟な視点

十分な執務スペースの確保などの職員が働きやすい環境の整備のほかに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例※」を参考に、誰もが不自由なく利用可能で、諸手続など来庁者にとって分かりやすく便利で親しみやすい施設整備を目指します。

【確認事項】
文言を追加しました

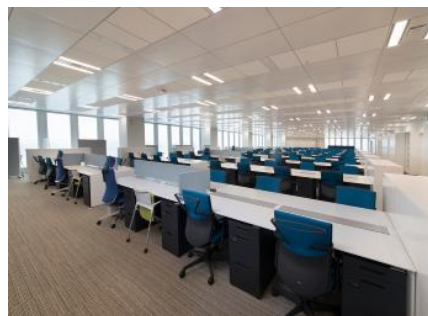
① 事務スペース

事務スペースは、明るくオープンな空間とします。事務スペースと来庁者利用スペースを明確に区分することで、行政情報の第三者への漏洩防止を行います。また、事務スペースは将来の組織再編等を見据え、フレキシブルに対応することが可能な配置計画とします。

事務スペース配置後には、各種サービス等を効率的に行うため備品配置計画を策定します。



出展：豊島区 HP 豊島区新庁舎パンフレット



出展：横浜市 HP 新市庁舎紹介パンフレット

② 窓口

各窓口は統一感あるものとし、来庁者の導線を意識した、効率的な窓口サービスが提供できるよう、総合窓口の設置や関連する課を隣接して配置します。また、手続のワンストップ化を目指し、短時間で適切な行政サービスが受けられるよう、行政組織全フロアのオープンカウンター方式による機能的な配置や集約化により、来庁者の諸手続きの移動を最小限とし、利便性の向上を図ります。さらに、プライバシーに配慮したカウンターの設置も検討します。

また、照明・LAN・電話器・電源など将来の行政需要の変化に伴う機構改革や配置換えの際に容易に対応できるよう、間仕切りなど変更可能な空間を考慮します。



出展：阿久比町

③ 特別職室

特別職室を秘書所管課及び教育委員会に配置します。町長室、副町長室は秘書所管課に隣接する場所へ、教育長室は教育委員会に隣接する場所へ配置します。

特別職室には、少人数の応接スペースを設置します。

④ 電算室

サーバー室として独立した部屋とし、その重要性から ID カードや防犯カメラの設置など外部からの侵入が容易にできないよう対策を講じます。

また、電算室に設置される ICT 機器の安定稼働を目的とするため、運用監視システムを設置します。さらに、日頃のメンテナンス、機器の入替えの際に支障とならないよう二重床（OA フロア）等の工夫をするとともに、緊急時に備え専用の非常用電源（自動起動型）を確保し、業務継続を可能とします。

なお、位置については、情報所管課に隣接した場所とし、水害対策のため 2 階以上へ配置します。

⑤ 書庫

行政事務執行に関する文書、図書等を移動式書架により保管するためのスペースとして必要な容量を確保します。容量については、ICTを活用したペーパーレス化が進行することも踏まえた上で検討します。

位置は、事務スペースのバックヤード側とし、事務の効率化の観点から、それぞれの執務場所と同一フロアに配置します。

また、特に重要な文書等は耐火書庫に保管できるよう準備します。



出展：長野県朝日村

⑥ 会議室

会議室は、大小様々な会議や研修などに対応できるように、大・中・小それぞれの規模の会議室を配置し、かつパーティション仕切りを設けるなどフレキシブルに利用できるように考慮します。また、持ち運び容易なモバイル端末、大型モニターなどを活用したりリモート会議システムの導入など、ICTを活用した庁内環境を整備し、会議・研修会だけでなく、災害時の対応が可能となるよう、会議スペースの有効利用を図ります。

各会議室とは別に、町長への来客、記者会見の場として特別会議室を町長室に隣接して配置します。

また、選挙時の投開票に利用できる会議室あるいはスペースを設置します。



出展：豊島区 HP 豊島区新庁舎パンフレット

⑦ 打合せ室

打合せスペースとして、課内での打合せ等に使用する間仕切りしたコーナーを各課に設置します。



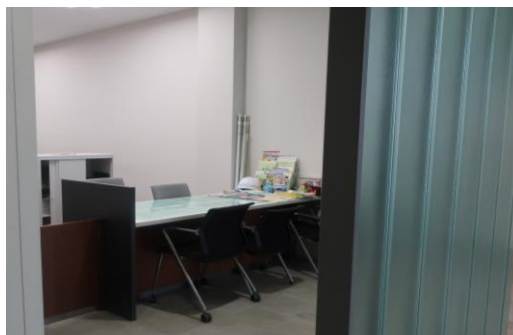
出展：横浜市 HP 新市庁舎紹介パンフレット



出展：半田市

⑧ 相談室

福祉、子育て、税務相談などプライバシーに配慮した相談室をそれぞれのフロアに設置します。



出展：阿久比町

⑨ 保健室

保健室は、子育て支援等に係る保健業務や来庁者等の緊急時に対応するため子育てや健康福祉に関わる部署に近接して配置します。

⑩ 印刷室

印刷室は、事務スペースのフロアそれぞれに1箇所ずつ配置します。また、コピーコーナーは、窓口業務での事務の効率化を考慮した配置とします。

⑪ 指定金融機関等

出納室と指定金融機関の窓口との調整を図ります。

⑫ その他

新庁舎を建設するに当たり、老朽化している町公民館や上下水道課など既存の町有施設との併設又は複合化について、関係者と十分調整を図りながら検討を進めます。

また、町民にとって利便性の向上が期待される民間収益施設（郵便局、銀行、コンビニなど）の誘致や町民交流スペースを設置し、庁舎に用事がなくてもふらっと来てくつろげる「まちのリビング」や「まちのカフェ」のような町民交流スペースを検討します。

(2) 防災拠点の場

整備方針

1. 防災拠点の役割を果たす視点

4. 情報管理に対応した視点

庁舎は、地震等の災害に対して安全性が高いことが求められます。そして、災害時の対策本部としての役割を果たす設備や来庁者が一時的に避難できる場所として活用できる空間・設備を有する必要があります。緊急時の飲料水、食料等を確保するための備蓄倉庫や貯水槽の設置など総合的な防災拠点を目指します。

具体的には、建物の十分な耐震性能を確保するため免震構造の採用、最低3日間は機能維持できるよう非常用電源（自動起動型）の確保、空調熱源は単一熱源ではなく複数熱源の検討が必要です。

また、上下水道所管課については、災害時に組織的に対応するうえで庁舎内へ配置し、水道施設等の遠隔操作を導入するなど検討が必要です。

感染症対策として、換気機能、消毒機能、リモート機能の導入など、庁舎機能の継続が可能となるような仕組みの整備が必要です。

① 放送室

町民等への火災、災害情報など緊急情報を提供等、防音対策が施された放送室を設置します。

② 災害対策本部室

災害時の対策本部となる会議室を配置します。

会議室には、災害対策本部の会議として使用できるスペースを確保し、その他災害時に使用する関連情報機器や災害情報を収集するための大型モニターを設置します。また、支援団体（自衛隊、内閣府、国土交通省、他市町等）の活動スペースとなる会議室には、非常用コンセント及び通信手段としての公衆無線 LAN 設備を設置します。

なお、現在設置されている三重県の防災関連設備の移設について事前の調整が必要です。

災害対策本部室は、防災所管課・放送室に隣接して配置するとともに上階に設置します。



出展：半田市

③ 備蓄・資機材倉庫

災害時に備え食料、飲料水、粉ミルク、毛布、簡易（携帯含む）トイレ、生理用品等を適正保管できるスペースや復旧作業等に必要な資機材を保管するスペースを屋外に配置します。また、定常時に使用する各課の倉庫は、これとは別に屋外に配置します。

(3) 付属施設・設備等

【確認事項】
整備の視点6を追加しました

整備
方針

1. 町民に親しまれ身近に感じる視点

3. 町民の利便性に配慮した視点

5. 環境に配慮した視点

6. 効率的、経済的な視点

限られた資源を有効に活用する自然にやさしい庁舎にするとともに、建設後の管理費をできる限り抑制するよう、総合的な省エネルギー対策を講じます。

具体的には、照明スイッチの細分化とLED照明等の採用、自然採光を積極的に取り入れるなど昼光センサーによる減光制御、太陽光や地中熱などの自然エネルギーや深夜電力の活用、自然換気を図りつつ熱効率の高い換気システムの採用などを検討していきます。

特に各種設備については、メンテナンスコストの低減を図るため、機器の交換や設置場所を考慮した選定を行います。

① 玄関・ロビー

玄関は、明るく開放的な空間とし、自動案内機能、AIロボットを活用した総合窓口案内など、誰にでも分かりやすい施設案内とします。

玄関・ロビーは入りやすく出やすい位置に設置し、居心地のよい空間となるよう工夫します。

ロビーは、飲み物の自動販売機を設置し、来庁者が十分くつろげる広さの待合スペースや臨時的な窓口に対応する多目的スペース、その他町の情報を提供するコーナーや町民ギャラリー、授乳室、キッズスペースなどを配置します。

また、来庁者と職員の導線が交差しないよう出入口を区分するなど配慮します。

② 更衣室

各階に男女別で1箇所ずつ設置します。

③ 休養室

各階に男女別で1箇所ずつ更衣室に隣接した場所に設け、洗面設備を併設します。

④ 宿日直室・夜間休日受付

閉庁時の専用出入口として夜間休日受付窓口を1箇所設けるとともに、防犯カメラ・モニターテレビ等による庁舎管理を行います。

また、宿日直室と用務室を併設し、宿日直業務の事務スペース、風呂、トイレを完備します。

⑤ 食堂

職員がゆっくりと食事や休憩できる場所として食堂を設置します。食堂には、飲み物や軽食などの自動販売機を配置します。

⑥ 駐車場・駐輪場

駐車場は、来庁者用、公用車、消防車、職員用のそれぞれ専用スペースを配置し、電気自動車の充電器の設置についても検討します。来庁者用の駐車場には、障がい者等に配慮した「おもいやり駐車場」を確保し、駐車後の庁舎への導線を意識した配置とします。

また、防災拠点となることから物資等を積載した大型車両が進入しやすいことと、その車両が駐車し作業できるスペースを確保します。

駐車場の配置は、庁舎玄関付近の安全性・利便性を考慮し、来庁者と公用車・搬入業者が交差しない専用通路等を設け、緊急時に消防車両が迅速に出動できるよう考慮します。



出展：長野県朝日村

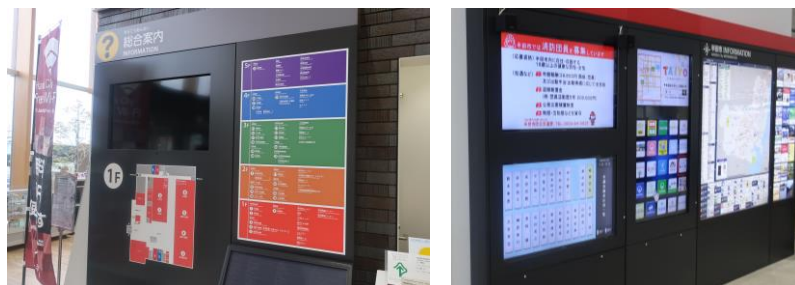
⑦ トイレ

乳幼児や障がい者等に配慮した多目的トイレを各階に設置します。また、環境に配慮し、照明は人感センサーによる消し忘れ防止対策、洗面は自動水栓を取入れ、天井・壁・床は清掃しやすい素材を用い清潔感を保てるような空間とします。

⑧ 告示版・掲示板

告示やその他の掲示するものは、それぞれ1箇所ずつ設置し、来庁者の目に入りやすい位置に配置します。

さらに、サイン計画においては、誰もが容易に視認でき、庁内外の行き来きに困らないように配慮するとともに、ピクトグラムを採用します。



出展：半田市

※ピクトグラム

「絵文字」や「絵単語」と呼ばれ、何らかの情報や注意を示す視覚記号のひとつです。

⑨ エレベーター

エレベーターを設置し、急病等でストレッチャーを使用することや、機器や書庫など大型の荷物の運搬を想定したエレベーターを設置します。

⑩ 省エネルギーシステム

省エネルギーや省資源化を目指すために、太陽光発電の設置や自然換気や自然採光を積極的に取り入れ、さらに雨水貯留槽によるトイレの洗浄、地熱を利用したクールチューブ、屋上緑化や壁面緑化による排熱減少など積極的に環境にやさしい庁舎となるよう検討していきます。

⑪ 地域資源を活用した建材

朝日町ならではの地域資源である「竹」を庁舎建設に活用し、減少傾向にある竹林の荒廃を防ぐとともに、竹の持つ「断熱性能」「消臭効果」「抗菌効果」などの理学的特性や環境性能を活かすことを検討します。また、県産材であるスギやヒノキは断熱性や調湿性に優れていることから、公共建築物に取り入れることは環境面で有効的であるため、地域林業や農山村地域を活性化させるためにも積極的な活用を検討していきます。

【確認事項】
整備の視点6を追加しました

(4) 議会審議の場

整備
方針

1. 町民に親しまれ身近に感じる視点

4. 情報管理に対応した視点

6. 効率的、経済的で柔軟な視点

地方公共団体の議決機関としての役割を持つ議会部門は、落ち着いた雰囲気の中で町民の代表として十分な審議や調査研究が行えるよう議会部門と行政部門を区分して配置します。また、町民が気軽に議会を傍聴できるよう配慮するなど町民に開かれた議会を目指します。

① 議場

議員席及び説明者は、将来の増席にも対応できるようスペースを確保します。

設備面では、議会審議中継、議事録作成のため録画・録音・中継・音響設備を完備し、カメラ制御のための議会事務局操作席を配置します。

また、将来の設備導入に対応できるようタブレット使用に伴うWi-Fi設備、議員及び説明者資料提示用モニター又はプロジェクタースクリーン、傍聴者用モニターの設置などの環境整備を行います。

傍聴席は、障がい者等に配慮し町民が気軽に議会を傍聴できるよう設置し、議会傍聴規則を考慮し傍聴者の導線を意識して配置します。



出展：川越町（傍聴席）

② 正副議長室

正副議長の執務及び応接スペースを議会事務局に隣接した場所に配置します。

③ 委員会室

常任委員会、予算特別委員会など各委員会の審議のスペースを1室配置し、パーテーション等でフレキシブルに利用できるよう考慮します。

設備面では、議場と同様に各種設備の環境整備を行います。

傍聴席は、議場と同様に議会傍聴規則を考慮し配置します。



出展：阿久比町

④ 議員控室

全議員が集まるスペースとして配置します。

平常時は全員協議会として使用し、災害時には議会としての防災拠点として使用するため、議場と同様に各種設備の環境整備を行いつつ、災害情報を把握するためのモニターを設置します。



出展：阿久比町

⑤ 議会図書室

議会議事録の保存、その他審議に必要な文献等が閲覧できるスペースを配置します。また、様々な資料検索のための専用パソコンを設置し、閲覧できる環境を整備します。

⑥ 職員控室

職員が議会審議に備えるため、議場、委員会室、議員控室のそれぞれをモニタリングできるスペースを確保し、審議状況が把握できるよう環境整備します。

⑦ 議会事務局

正副議長室に隣接し、階段やエレベーターからの来客が議会事務局を介して議会各室へ案内できるよう配置します。

また、応接スペース、給湯室を配置します。

⑧ 議会書庫・倉庫

議会関係の文書、備品保管庫として設置します。

⑨ その他

庁舎内のロビー等に議会中継用のモニターを設置します。

4 構造の検討

新庁舎の構造に関する指針を示します。

- ・大規模な地震災害時にも十分に庁舎機能を維持することができるよう、十分な耐震性能を確保した構造とします。
- ・省エネルギー対策や地球環境への配慮についても先導的なモデルとなるよう、エネルギー効率のよい構造とします。

国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」（平成19年12月国土交通省）を以下に示します。

災害後に補修の必要がなく使用でき、十分な機能を発揮できるよう、以下の赤囲みの基準を満たす構造を確保します。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

引用：「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の「耐震安全性の目標」

【確認事項】
用語集を追加しました。

【用語集】

報告書の中にある※印のついた用語について以下に解説します

※No.	用語名	解説
1	society5.0 (ソサエティ5.0)	AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技术をあらゆる産業や社会に取り入れることによりする実現する新たな未来社会の姿のこと。狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、人類社会発展の歴史における5番目の新しい社会としてSociety 5.0としている。
2	SDGs (エスディージーズ)	「持続可能な開発目標」の略称。SDGsは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標のこと。
3	ワンストップサービス	複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスを、一カ所でまとめて提供するようにしたもの。行政サービスで言うと、関連する手続きの窓口を一本化することや、企業が様々なサービスを一体的に提供することなどを指す。
4	RPA (アールピーイー)	Robotic Process Automationの略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットに代行させ、自動化による生産性の向上、業務効率の改善を図る取組のこと。
5	AI (エーアイ)	人工知能またはアーティフィシヤル・インテリジェンスの略。一般的には「人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの」を意味する。
6	フェーズフリー	「日常」と「非常時(災害)」という2つのフェーズ(状態)をフリーにする(垣根を取り払う)という意味で、平常時(日常時)や災害時(非常時)などのフェーズに関わらず、適切な生活の質を確保しようとする概念のこと。
7	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例は「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を基本理念としている。
8	ICT (アイシーティ)	「Information and Communication Technology」の略称。「情報通信技術」を指す言葉。
9	ピクトグラム	「絵文字」や「絵単語」と呼ばれ、何らかの情報や注意を示す視覚記号のひとつ。

